

令和2年8月第129回定例農業委員会総会議事録

令和2年8月11日(火)  
JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第501号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第502号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第503号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第504号 土地改良事業参加資格交替の申出について

報告第308号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第309号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和2年8月第129回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしくをお願いします。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

天気予報を見ていますと、今日は猛烈な暑さになるでしょうと言われていました、そうした暑い中にお集まりいただきありがとうございます。

今年は梅雨明けが異常に遅く、7月の末に梅雨明けということで、8月に入りまして、毎日非常に暑い日が続いております。梅雨明けが遅いということで大豆の播種時期も8月に入り急ピッチで作業をされております。お米の関係で言いますと、国は毎年10万トンずつ消費が減少するだろうと言われていましたが、昨年の7月から今年の6月までの1年間で22万トン消費が減少、倍以上減少したと言われております。コロナの関係、インバウンドの外国人観光客の減少、外食自粛で消費が非常に落ち込んだと言われております。一方、家庭内での消費は少し上昇したようではありますが賄いきれるような増加はなかったと、このままいきますと大幅な下落が心配されます。来年作の作付けにつきましても心配されます。話は違いますが、私は酒米も少し作ってしまして、コロナの関係で日本酒の消費が大きく落ち込み、3割ぐらいしか引き取りをしてもらえないのではないかと、日本酒の生産地では早くから他の物を作付けしたり、米どころの新潟や兵庫県では県が補助金をつけて対応されていますが、残念ながら滋賀県ではそこまでございませんが、私も含めて消費に関して心配されるところでございます。まだまだ暑い日が続くと思いますがお体に気を付けていただきたいと思います。

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思っております。

本日の現在出席委員22名、全員出席でございますので、会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、8月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和2年8月第129回定例総会を、ただ今から開催します。

議 長 先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、  
13番 ●●●●委員  
14番 ●●●●委員  
のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長 次に、日程第2 議案の上程に入ります。  
議第501号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可を  
することについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局 議第501号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をす  
ることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図  
を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求  
める。令和2年8月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、御所内町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、  
登記面積145㎡、同じく御所内町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登  
記面積89㎡、2筆合わせますと234㎡でございます。世帯の経営面積、渡  
人0アール、受人176.6アール、渡人につきましては、御所内町●●番地、  
●●●●、受人につきましては、御所内町●●番地、●●●●、契約内容  
は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、  
規模拡大及び耕作便利でございます。

番号2、土地の所在地、御所内町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、  
登記面積145㎡、世帯の経営面積、渡人0アール、受人176.6アールで、  
今回の申請面積、番号1も合わせますと180.3アールになります。渡人に  
つきましては、御所内町●●番地、●●●●、受人につきましては、御所  
内町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管  
理困難、譲受理由につきましては、規模拡大及び耕作便利でございます。

番号3、土地の所在地、若宮町●番、登記地目、現況地目とも田、登記  
面積995㎡、世帯の経営面積、渡人70.7アール、受人23.7アールで、今  
回の申請面積を合わせますと33.6アールとなります。渡人につきましては  
は、竹町●●番地●、●●●●、受人につきましては、甲賀市水口町的場●  
●番地、●●号、●●●●、契約内容は祖父、孫間の贈与でございます。譲  
渡理由につきましては、高齢により耕作不可、譲受理由につきましては、  
相手方の要望でございます。

番号4、土地の所在地、北之庄町●●番、登記地目、田、現況地目、畑、登記面積674㎡、世帯の経営面積、渡人、17.1アール、受人129アールで、今回の申請面積を合わせますと135.7アールとなります。渡人につきましては、北之庄町●●番地、●●●、受人につきましては、小幡町中●番地、●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、高齢により耕作不可、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、別紙「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。  
質問はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。  
議第 501号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、議第 501号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 502号、農地法第4条第1項の規定による申請

に対し、許可をすることについて、及び、議第 503 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第502号、農地法第4条第1項の規定によつ申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和2年8月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、北津田町●●番、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積33㎡、申請人につきましては、北津田町●●番地、●●●●、申請地は、北津田町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、「進入路」です。現地は、以前より申請人宅の進入路として利用しており、てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第503号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和2年8月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積63㎡、同じく、浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積174㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、下段にいきまして、浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積35㎡、貸人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、以上3筆合わせまして272㎡の受人につきましては、東近江市上麻生町●●番地、●●●●、浅小井町●●番地、●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に近江兄弟社小学校・金田東保育園の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、祖父である●●さんと父である●●さんと子である●●さん、その夫である●●さんの共有名義での使用貸借権の設定でございます。転用目的は、一般住宅です。申請地は、●●さんの実家に隣接していることから、当該地を選定されました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、北津田町●●番、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積46㎡、渡人につきましては、北津田町●●番地、●●●●、

受人につきましては、北津田町●●番地、●●●●、申請地は、北津田町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、兄弟間の交換でございます。転用目的は、農業用倉庫です。申請地は、既に農業用倉庫として受人が使用されております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、多賀町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積3,189㎡、貸人につきましては、小幡町中●番地、●●●、受人につきましては、北之庄町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、多賀町地先の農地で、一団の規模が10ヘクタール以上の農地を形成していることから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。契約内容は、賃貸借の設定でございます。転用目的は、現在使用している駐車場に研究施設を建築するために、今回の申請地に露天駐車場を新設するものでございます。本申請は、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の規定に基づきまして、滋賀県が重点促進区域に指定しており、受人である●●●●が新設する研究棟に最先端の分析・測定機器を導入し、新たな分析分野の開拓により、地域経済を牽引する研究拠点となることを見込まれています。このことから、令和元年5月13日付で農振除外がされております。

本来、第1種農地での転用は認められておりませんが、前途の法律に規定される実施計画に基づく施設を整備する場合は、例外的に認められることとされておりますため、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。こちらは、3,000㎡を超える転用であるため、今月19日に開催されます県の常設審議委員会の意見聴取の対象となります。

番号4、土地の所在地、日吉野町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積2,879㎡、渡人につきましては、日吉野町●●番地、●●●●、同じく日吉野町●●番地、登記地目、現況地目とも田、届出面積3,534㎡、渡人につきましては、東川町●●番地、●●●●、同じく日吉野町●●番地、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,095㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、同じく日吉野町●●番地、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,083㎡、渡人につきましては、馬淵町●●番地●●、●●●●、同じく日吉野町●●番●、登記地目、現況地目とも田、771㎡、渡人につきましては、中小森町●●番地●、●●●●、同じく日吉野町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積2,122㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、以上6筆合わせて11,484㎡の受人につ

きましては、大阪府枚方市岡南町●番●●号、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、日吉町地先の農地で、一団の規模が10ヘクタール以上の農地を形成していることから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買による所有権移転でございます。転用目的は、工場用地で、事業の拡大に伴う工場・倉庫の増設や従業員駐車場の確保のために本申請をされました。本申請地は、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」通称「農産法」に基づきまして、本市が「農村地域への産業の導入に関する実施計画」に位置付けている区域になっております。本計画に定められた産業を導入することにより、雇用の創出などの農村地域のコミュニティが継続的に維持されることで、農業と産業との均衡ある発展が見込まれることから、令和元年5月13日付で農用地区域からの除外、いわゆる農振除外がされております。

本来、第1種農地での転用は認められておりませんが、前述の法律に規定される実施計画に基づく施設を整備する場合は、例外的に認められることとされておりますため、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。こちらは、3,000㎡を超える転用であるため、今月19日に開催されます県の常設審議委員会の意見聴取の対象となります。また、開発同時許可となります。

番号5、土地の所在地、上畑町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積386㎡、貸人につきましては、上畑町●●番地、●●●●、受人につきましては、上畑町●●番地、●●●●、申請地は、上畑町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、夫婦間の使用貸借権の設定でございます。転用目的は、一般住宅であります。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号6、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積126㎡、渡人につきましては、武佐町●●番地●、●●●●、受人につきましては、西本郷町西●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、長光寺町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買による所有権移転でございます。転用目的は、太陽光発電施設です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号7、土地の所在地、長光寺町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積588㎡、同じく長光寺町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積310㎡、2筆合わせて898㎡でございます。渡人につきましては、

末広町●●番地、●●●●、受人につきましては、兵庫県神戸市北区広陵町●丁目●●番地●、●●号、●●●●、申請地は、長光寺町地先の農地であり、近江鉄道平田駅からおおむね700m以内に所在し、駅を中心とした円内の宅地面積が40%を超えますことから、農振白地の第2種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買による所有権移転でございます。転用目的は、太陽光発電施設です。地図上、申請地の北西側農地(●●-●)が、公図上、申請地に進入路の様な形状で入り組んでおりますが、現地は、その様な形跡はなく、土地所有者も知らなかったとのこと。ただ、公図上隣接農地の土地になることから、その個所におきましては、間隔を開けて太陽光パネルを設置する計画です。また、隣接土地所有者の同意も得られています。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号8、土地の所在地、安土町西老蘇●●番、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積3,860㎡、渡人につきましては、安土町内野●●番地、●●●●、同じく安土町西老蘇●●番、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積2,000㎡、渡人につきましては、安土町内野●●番地、●●●●、同じく安土町西老蘇●●番、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積4,563㎡、渡人につきましては、安土町内野●●番地、●●●●、以上3筆合わせまして10,423㎡の受人につきましては、東近江市蛇溝町●●番地、●●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、安土町西老蘇地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。既に許可済みの砂利採取の一時転用地の北東側となります。契約内容は、賃貸借権の設定です。転用目的は、砂利採取の一時転用で、立地基準上、やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、転用期間につきましては、許可後1年間でございます。周囲にはトラロープを張り巡らせ人の出入りが出来ないようにする計画です。また、工事車両が頻繁に出入りする期間は、申請地南西の県道からの入口に保安員を配置すると聞き取っております。こちらは、3,000㎡を超える転用であるため、今月19日に開催されます県の常設審議委員会の意見聴取の対象となります。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

議第502号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第503号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。



結果報告を、●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、7月31日に、議第502号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第503号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

9番●●●●委員と、20番●●●●委員と、私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと思います。

初めに、議第502号 農地法第4条1項許可申請の案件について報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、北津田町の集落内の農地です。転用目的は、「進入路」です。現地は、舗装されており、農地として機能していない状況でありました。昔より申請人宅の進入路として利用していると聞き取りました。

てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第503号 農地法第5条1項許可申請の案件について報告させていただきます。

最初に、番号1の案件です。

申請地は、浅小井町の集落内の農地で、転用目的は、一般住宅です。隣接宅地に住んでおられる●●●●さん夫婦が住み、両親の面倒を見ると伺いました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号2の案件です。

申請地は、北津田町の集落内の農地で、転用目的は、農業用倉庫です。受人は、昔から農業用倉庫として使用していると伺いました。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号3の案件です。

申請地は、多賀町地先の農地です。転用目的は、現在使用している駐車場に研究施設を建築するために、今回の申請地に露天駐車場を新設すると伺いました。

申請地の隣接農地に土砂が流出しないようにL型擁壁を設置し、敷地内にU字側溝を設け、隣接農地に迷惑のかからないように対応すると伺いました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号4の案件です。

申請地は、日吉町地先の農地です。転用目的は、工場用地で、事業の拡大に伴う工場の増設や従業員駐車場を確保するためと伺いました。

雨水排水については、調整池を設け、全て申請地東側の白鳥川に放流される予定です。また、北西側の農道につきましては、可変側溝を申請者で設置し、舗装も行うと伺いました。

立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号5の案件です。

申請地は、上畑町の集落内の農地です。転用目的は、一般住宅です。現在、申請地北側に住まわれていますが、今回の申請地に一般住宅を建築すると伺いました。

立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号6の案件です。

申請地は、長光寺町の集落内の農地です。転用目的は、太陽光発電施設です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号7の案件です。

申請地は、長光寺町地先の農地です。転用目的は、太陽光発電施設です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に、番号8の案件です。

申請地は、安土町西老蘇地先の農地です。転用目的は、砂利採取の一時転用です。申請地南西側の許可済案件の続きであります。完了した農地の所有者から特に苦情も出ていないと伺いました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請1件、第5条許可申請8件、計9件の現地踏査結果報告を終わります。

議長                   ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員                   ●●さんの案件ですが、新しく駐車場に建設されるということで、私有地を横切って26号線に出るということを説明会で言われていたので、農業者に大変に迷惑になるということで、雑種地等にミラー等を設置して安全確認をしますという説明を受けました。

議長                   補足説明ありがとうございました。

委員                   地域未来法や、農産法といった違う法律の中で許可が出てしまう、農業

委員会の審議は形だけのものですか。事前に何等かの形で農業委員会で協議があって議案に上程されるものであって、あきらかに他の法律で許可がされているのではなく、事前に農業委員会で協議が出来ないものですか。

事務局

事務局としましても、農地部会の後にどうしていくべきか、ということで検討しているところですが、農業委員会に上程しているわけですが、最終段階でしか報告ができていないというところは反省すべきだと思っています。こういった大きな計画になりますと何年か前から動いていますので、最初に相談を受けた段階で農業委員さんに情報提供をして意見をお伺いして、行政の中でだけ、法律的に好ましい、好ましくないという判断がされますので、その前に農業委員さんにご審議いただいて報告させていただけたらと思っています。また他にも土地収用法も全然情報が来ないうちにされる、土地収用法は民間でもできますので、その点も危惧しているところでございます。

議長

他に質問等はございませんか。

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 502 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 503 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

議第 502 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 503 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議長

それでは、次に、議題 504 号 土地改良事業参加資格交替の申出についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第504号、土地改良事業参加資格交替の申出について、を議案朗読及び説明させていただきます。

このことについて、土地改良法第3条第2項の規定に基づき、土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申出がありましたので承認することについて意見を求める。上記の議案を提出する。令和2年8月11日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

今回の案件は、土地改良法第3条第1項第2号に該当するもので、本来事業の参加資格は耕作者にありますが、この申出により所有者が事業に参加することについて農業委員会の承認を求められるものです。

土地改良法第3条第1項第2号に基づく土地改良事業の事業参加申出に伴う、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づく本事業に参加する資格の承認者 1名でございます。

番号1、現資格者、耕作者、近江八幡市大中町●●番地、●●●●、新資格者、所有者、近江八幡市大中町●●番地、●●●●、土地の在所、大中町●●一●、田、14,706㎡、同じく大中町●●一●、田、11,000㎡、2筆合わせますと25,706㎡でございます。

以上でございます。

議 長                    ありがとうございます。ただ今、説明のありました議第 504 号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、質問や意見はございませんか。

委 員                    (異議なしの声)

議 長                    質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第 504 号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委 員                    (異議なしの声)

議 長                    ご異議なしと認めます。よって、議第 504 号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、承認することを認めます。

それでは、次に

報告第 308 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 309 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第308号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和2年8月11日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町上豊浦●●一●、田、327㎡、同じく安土町上豊浦●●一●、田、6.61㎡、届出受理日及び受理番号、令和2年6月29日、404番、届出人の住所氏名、安土町上豊浦●●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場でございます。

続きまして、報告第309号、その他の専決報告について、を報告させていただきます。

農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和2年8月11日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、でございます。こちらにつきましては、2件ございました。いずれも使用貸借契約の解除でございます。

2、自己の農業用施設（2アール未満）に供する農地転用（農地法第4条第1項第9号）の届出について、①御所内町●●の一部、畑、330㎡の内165.3㎡を農業用倉庫に変更、届出人、御所内町●●、●●●●、令和2年7月20日受理でございます。

3、農地形状変更申出について、①北之庄町●●、田、674㎡を畑届、届出人、北之庄町●●番地、●●●、令和2年7月10日受理、②安土町下豊浦●●、畑、440㎡を田届、届出人、京都市中京区富小路通蛸薬師下ル高宮町、●●●●、令和2年7月27日受理、以上でございます。

議長

ただ今の、報告第308号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第309号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委員

（特になしの声）

議長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長

以上で本日の総会日程は終了しました。

これをもちまして第 129 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時35分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員